

# 電力及び都市ガスの小売全面自由化について

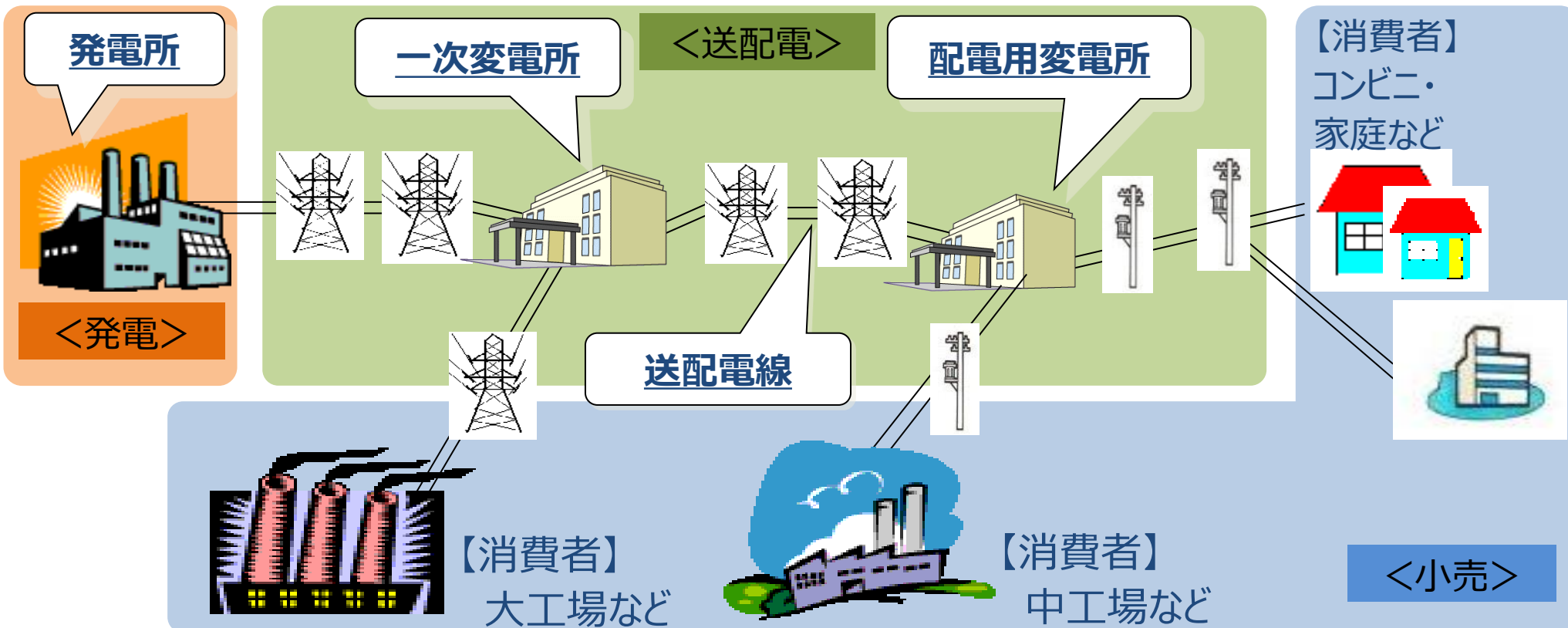
平成28年11月  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

# 日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 本年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



# 家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 本年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。  
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成32年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

## 家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



不動産管理会社

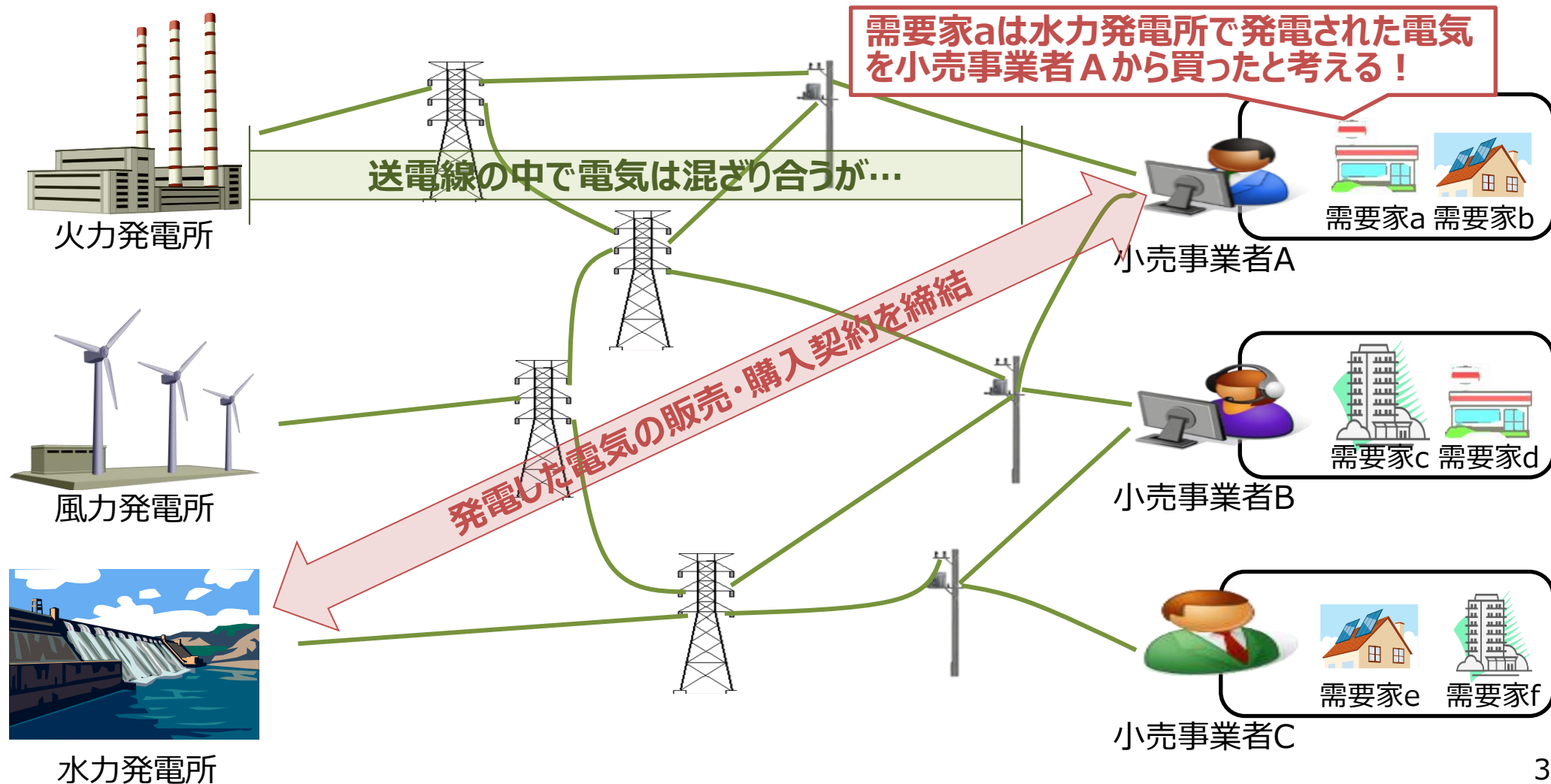


鉄道会社

etc.

# 電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を売っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



# 我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 本年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

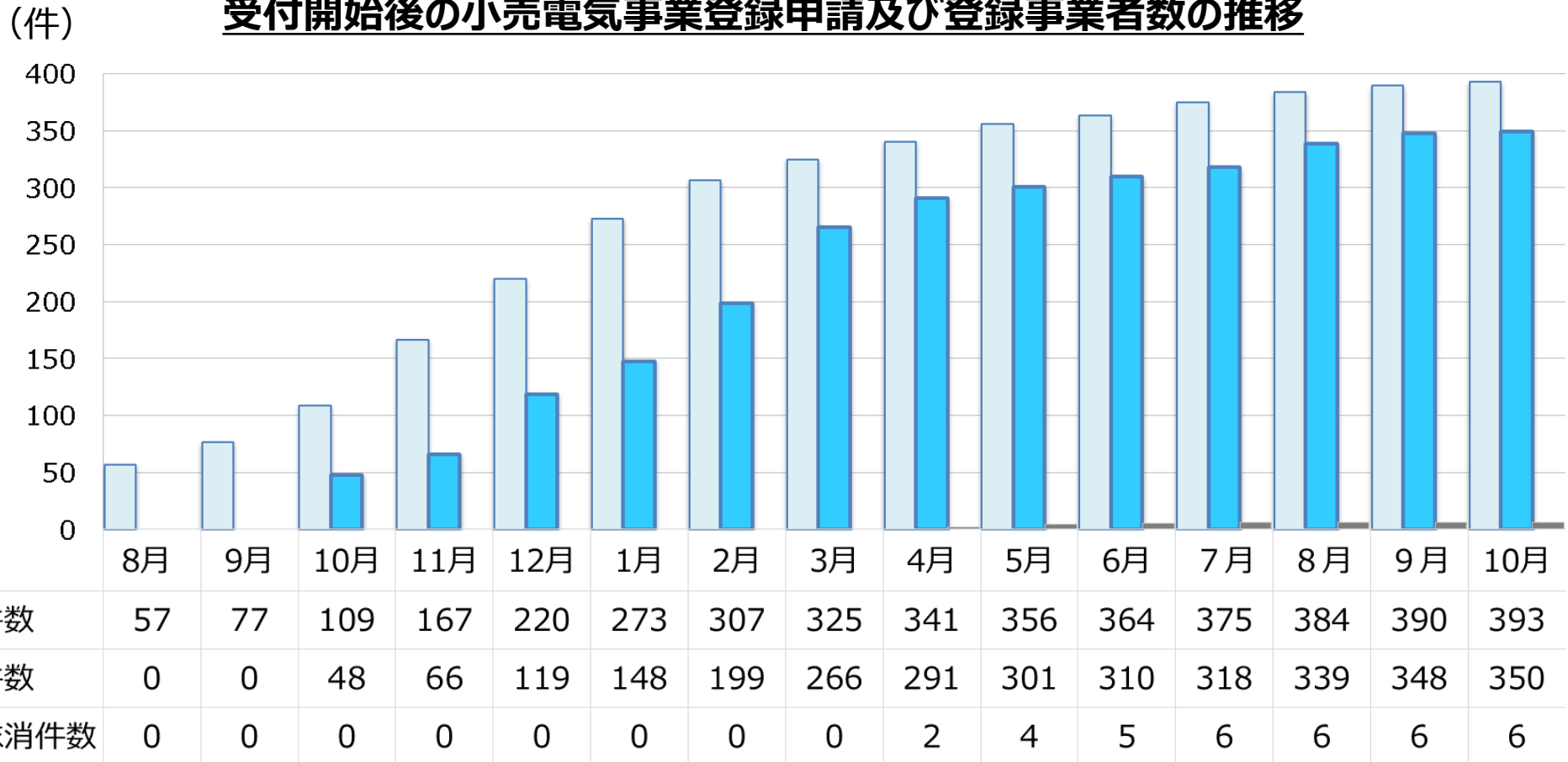


(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

# 小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に約390件の小売電気事業者登録の申請があり10月11日時点で350社を登録。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



(備考) ○上記件数について、9月までの件数は月末時点。10月は10月11日までの登録件数。

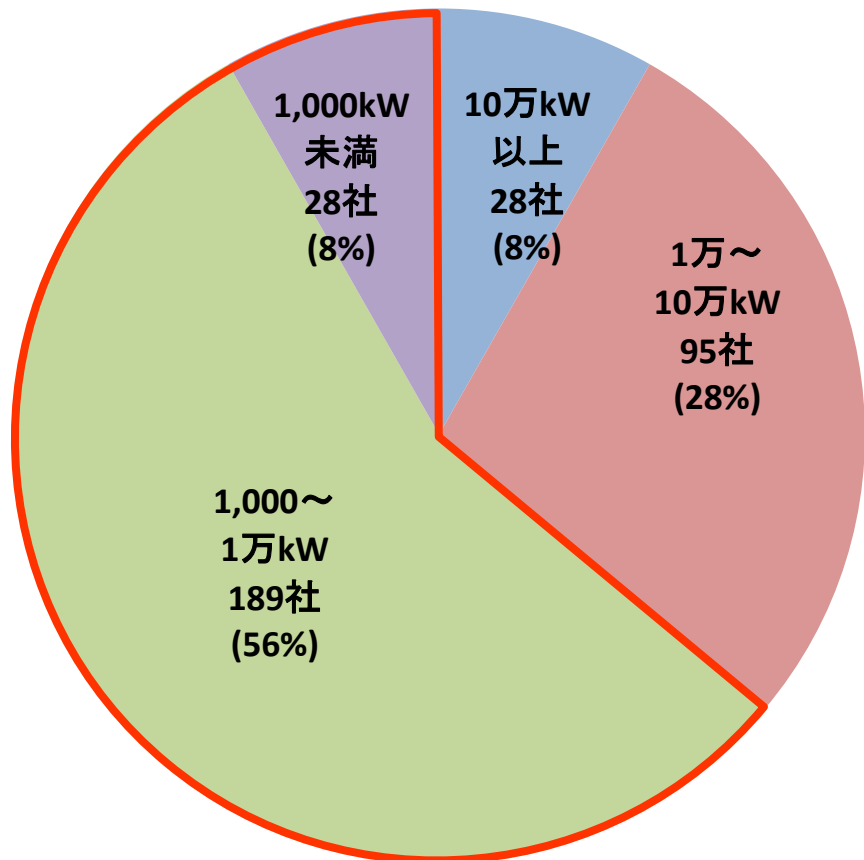
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(10月11日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

# 登録小売電気事業者340社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

※みなし小売電気事業者10社を除く

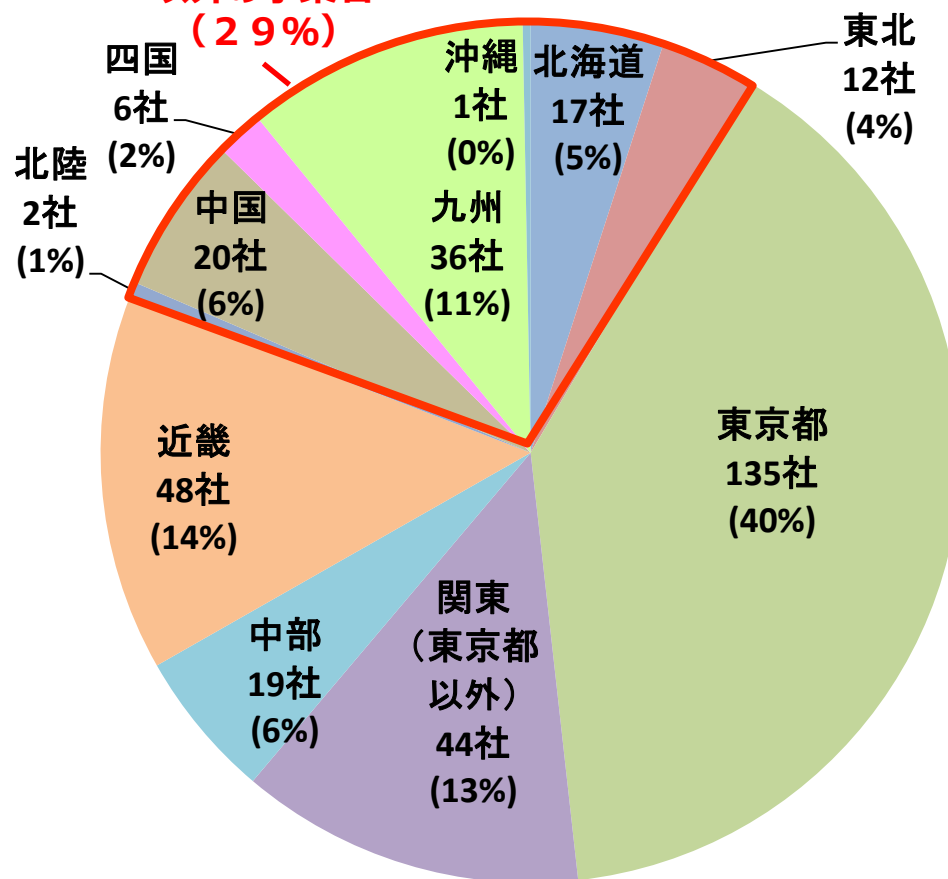
- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体6.4割。
- 本社所在地は4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在。

＜最大需要電力の見込み＞



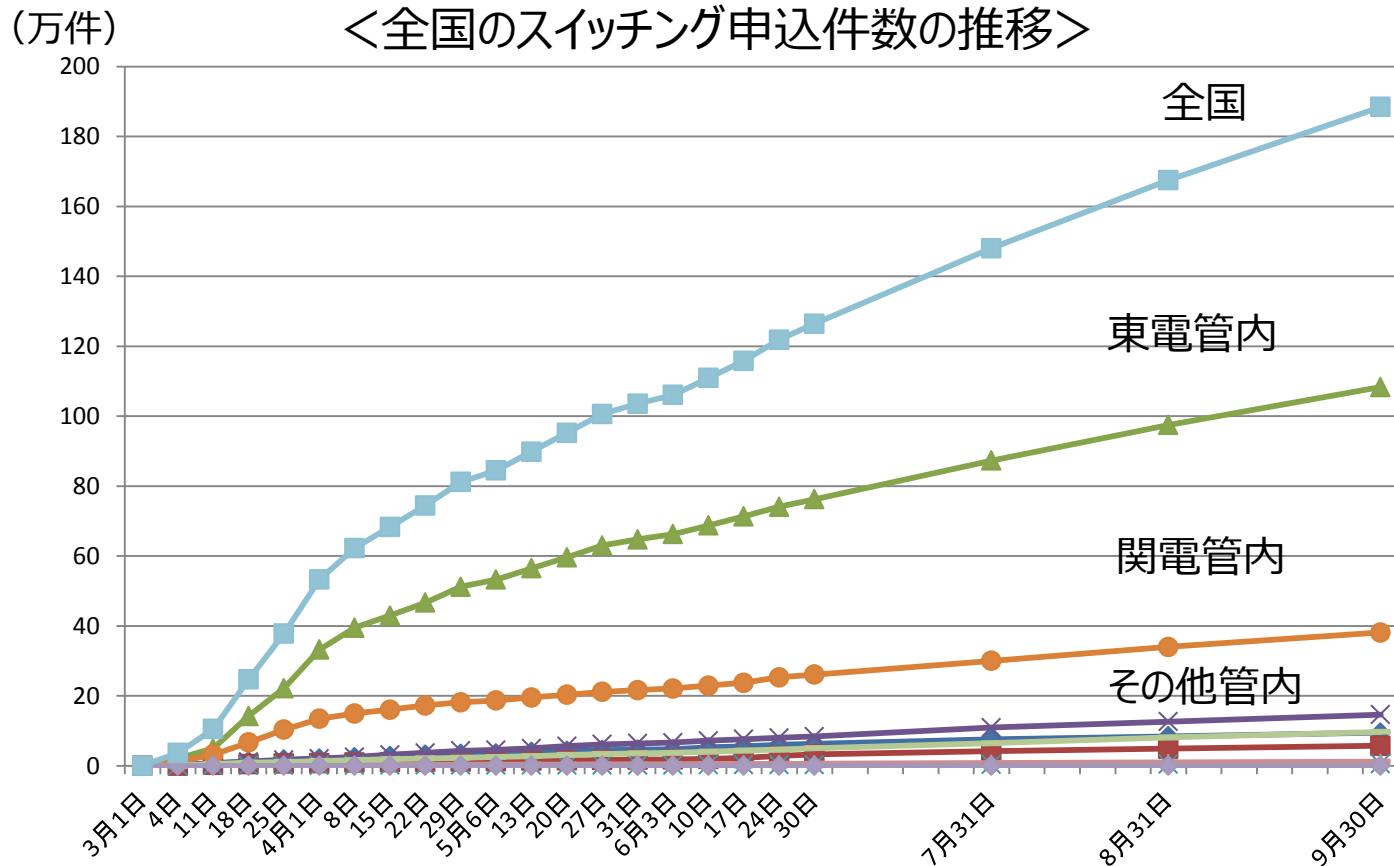
三大都市圏以外  
の事業者 (29%)

＜本社所在地＞



# スイッチングの申込状況

- 9月30日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数は、約188万件。  
※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。
- 他方、8月末時点での旧一般電気事業者（電力会社）の自社内における契約の切替え（規制料金→自由料金）の申込件数は合計約176万件であり（資源エネルギー庁調べ）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約364万件。



管内	申込件数 【単位：万件】	率 ※ 【単位：%】
北海道	9.5	3.4
東北	5.7	1.0
東京	108.3	4.7
中部	14.6	1.9
北陸	0.6	0.5
関西	38.1	3.8
中国	0.8	0.2
四国	1.2	0.6
九州	9.7	1.5
沖縄	—	—
全国	188.4	3.0

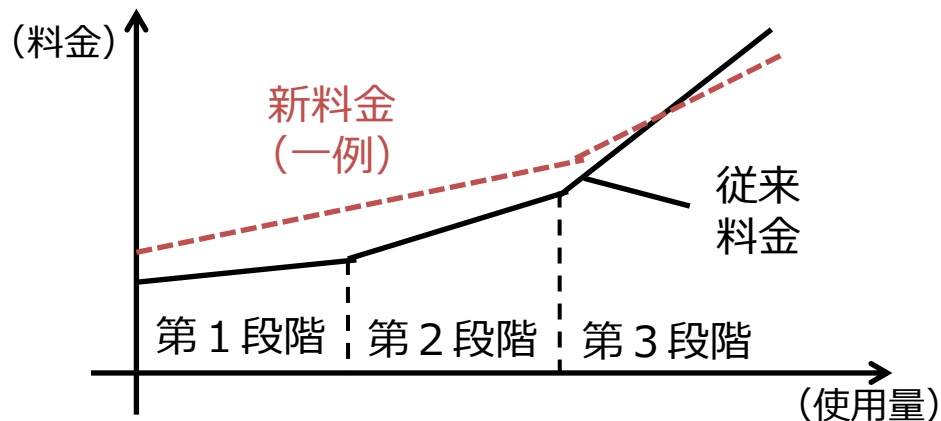
（※）平成27年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算



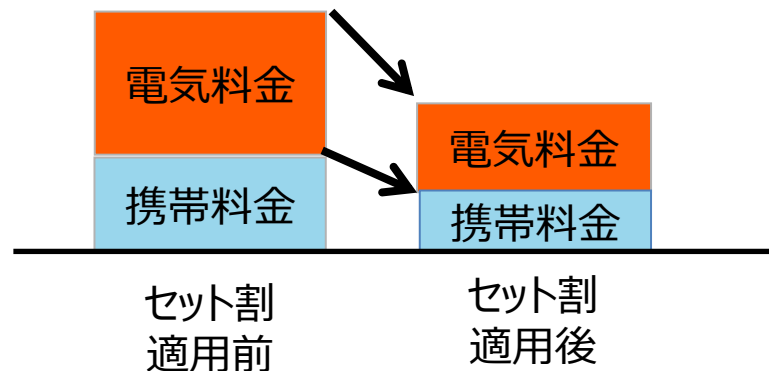
# 新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

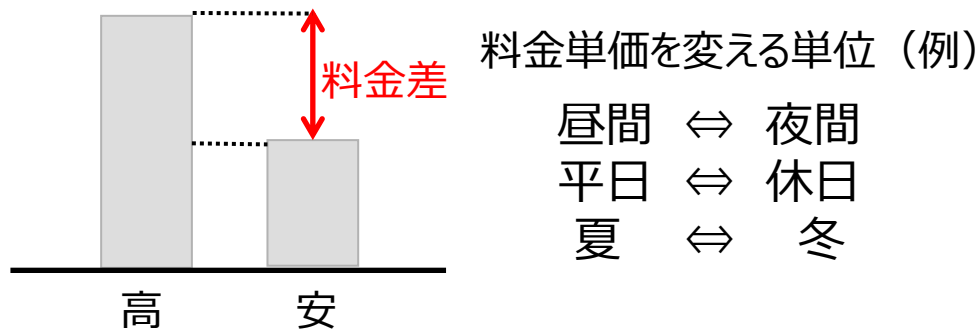
- ①段階別料金（各電力会社等）  
→従来とは異なる従量料金体系を導入



- ②セット割（東京ガス、ソフトバンク等）  
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

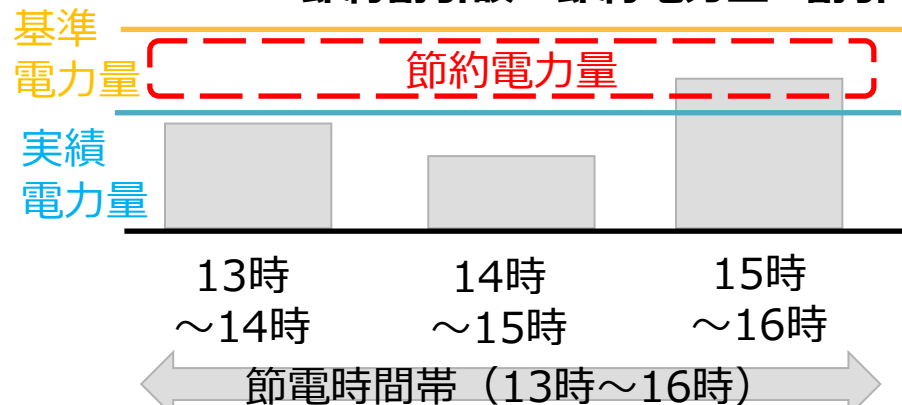


- ③時間帯別料金（各電力会社等）  
→時間帯に応じて、料金差を付ける



- ④節電割引（北陸電力）  
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

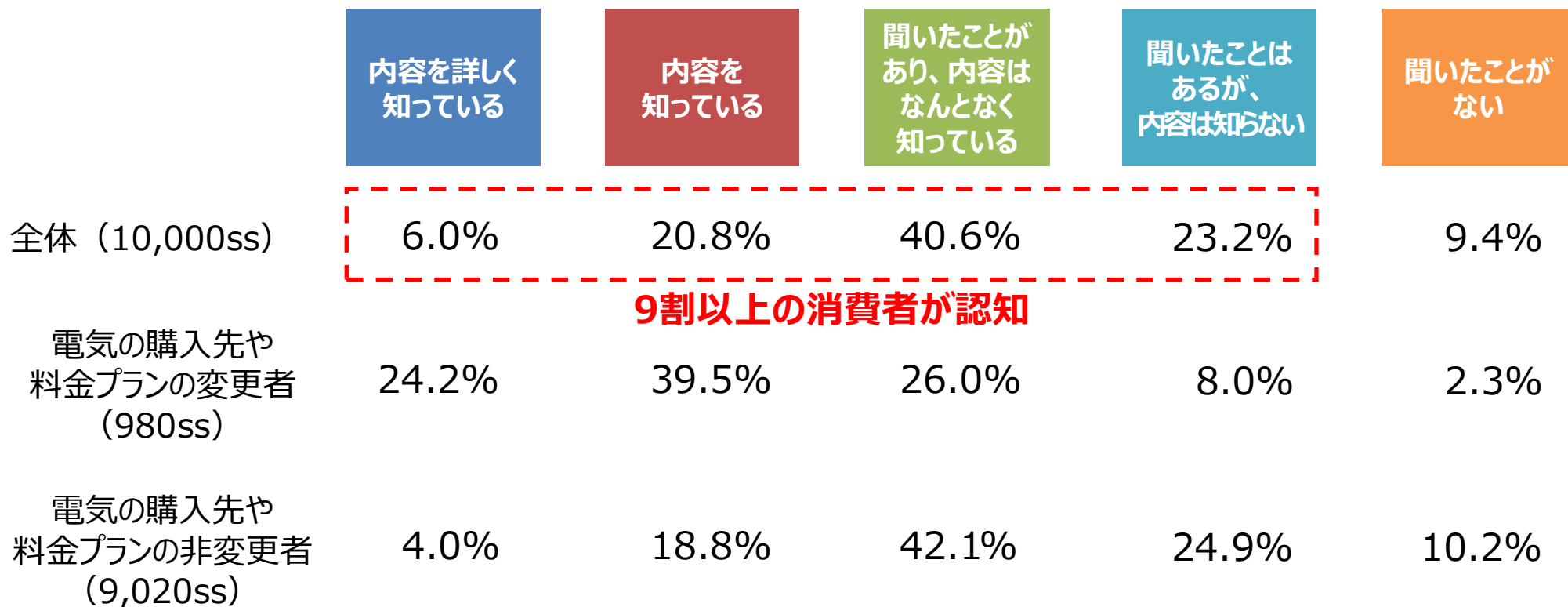
$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$



# 電力小売自由化に関する消費者の認知①

- 電力の小売自由化については、9割以上の消費者が認知。
- 他方で、電気の購入先や料金プランを切り替えた人とそうでない人とでは認知に差がある。

「あなたは電力自由化についてどの程度ご存じですか？」という質問に対する消費者の回答



## 電力小売自由化に関する消費者の認知②

- 自由化に対する認知度は高い一方、電気の購入先を変更しない理由として、「変更することのメリットがわからない」「変更することが何となく不安」といった声もある。

「あなたが電気の購入先を変更しない理由は何ですか？」という質問に対する消費者の回答

変更することのメリットがよく分からないから (44.0%)

変更することに何となく不安がある (37.3%)

今までどおり慣れている会社が良いから (26.2%)

新規参入者は安定供給に不安がある (15.4%)

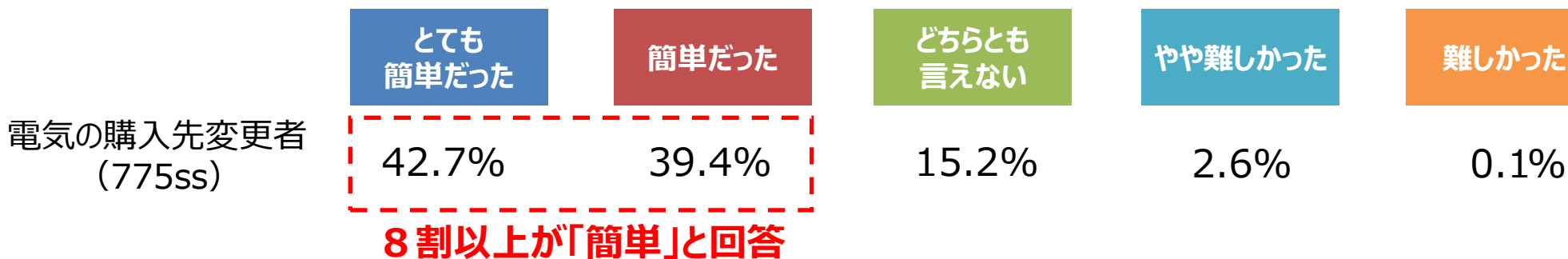
購入先を変更する手続きが面倒そう (15.1%)

etc.

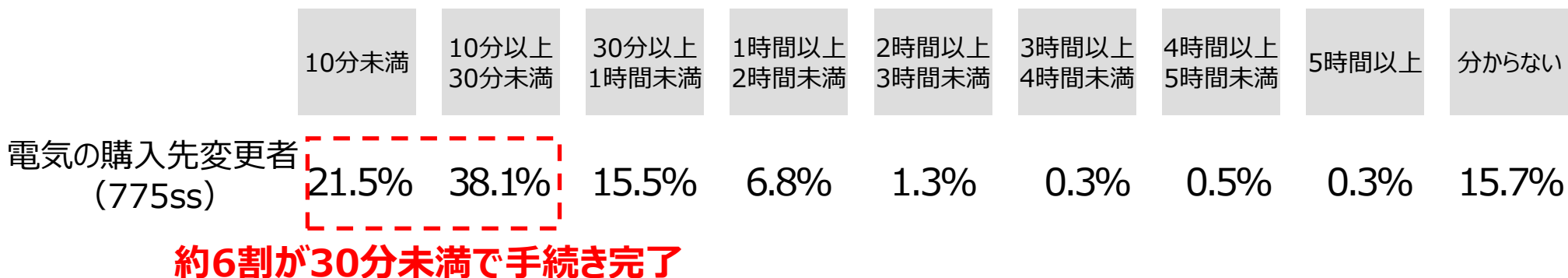
## 電力小売自由化に関する消費者の認知③

- 実際に電気の購入先を変更した人からは「変更手続きは簡単だった」という声や、「変更手続きは30分未満で完了した」という声が数多く聞かれる。

「あなたは電気の購入先変更の手続きは簡単だったと思いますか？」という質問に対する消費者の回答



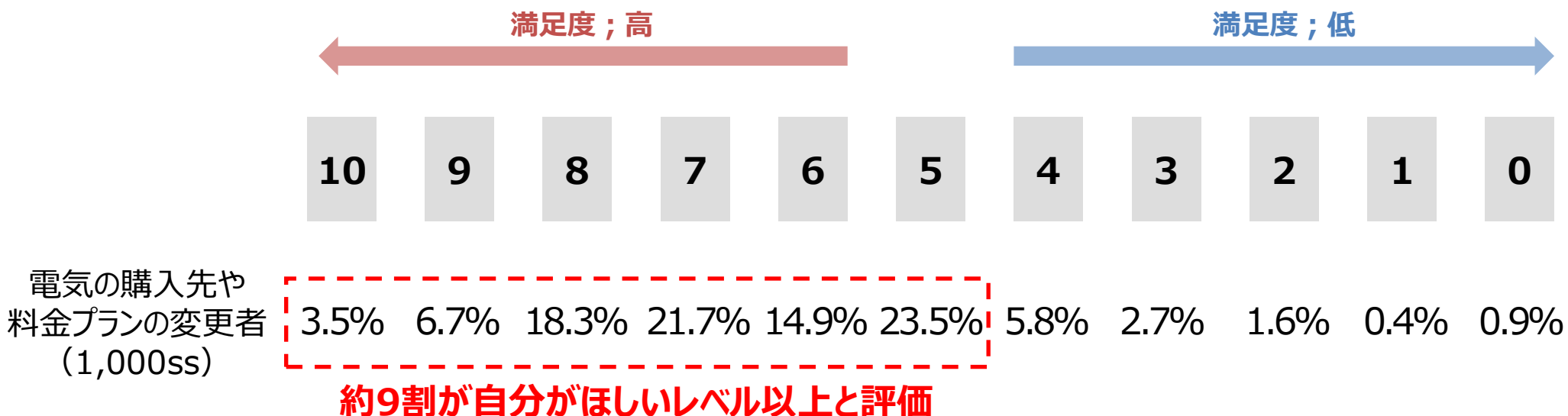
「あなたは電気の購入先変更にどのくらい時間がかかりましたか？」という質問に対する消費者の回答



## 電力小売自由化に関する消費者の認知④

- 電気の購入先や料金プランを変更した人の約9割が「自分がほしいレベル以上」の満足度を得ている。

「あなたは電気の購入先や料金プランを変更したことにどの程度満足していますか？」  
という質問に対する消費者の回答（0～10で評価）



(注) 自分が欲しいレベルを満たしている場合を「5」として評価

(出典) 電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業」の結果を基に作成

# 電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①現在契約を結んでいる電力会社名（=切り替える前の購入先）、②お客様番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要。

## ③供給地点特定番号

(本年1月以降の請求時に記載)

- ✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
- ✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

また、お知らせ票で料金スタッフが料金を収納することはお支払いできません。

地点番号 XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

電気ご使用量のお知らせ ○○ ○○ 様

ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3

XX年 X月分	ご使用期間 検針月日 X月XX日 ~ X月XX日 (XX日間)	ご契約種別 従量電灯B
ご使用量	XXXkWh	ご契約 XXA
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	X,XXX円 XXX円	当月指示数 XXXX
上記料金内訳	基本料金	XXX円XX銭
	電力1段階料金	X,XXX円XX銭
	電力2段階料金	X,XXX円XX銭
	電力3段階料金	X,XXX円XX銭
	燃料費調整 再エネ発電賦課金	XXX円XX銭 XX円XX銭
口座振替割引	-XX円XX銭	前月指示数 XXXX
		差 XXX
		計器乗率(倍) 取替前計量値
		計器番号(下3桁) XXX

昨年 X月分はXX日間で XXXkWhです。  
今月分は昨年と比べ XX% 減少しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)

X月(当月)分	+XX円XX銭
X月(翌月)分	+XX円XX銭
翌月分は当月分と比べ	+XX円XX銭

今月分 振替予定日 X月XX日  
次回検針予定日 X月XX日

地区番号 XX お客様番号 XXXXXX-XXXXX-X-XX

東京電力株式会社  
OO支社(事業所コードXXX)

電気料金等領収証(口座振替払用)

XX年 X月分	ご使用期間 X月XX日 ~ X月XX日
領収金額	X,XXX円
うち消費税等相当額	XXX円
契約 使用量	XXA XXXkWh

本領収証により集金員が料金を収納することはありませぬ。

上記金額を X月XX日口座振替により領収させて頂きました。

お客様番号  
XXXXXX-XXXXX-X-XX

東京電力株式会社  
OO支社(XXX)  
お問い合わせ先  
(カスタマーセンター)  
お引越し・ご契約の変更  
XXXXX-XXXX-XXXX  
その他の電気に関するご用件  
XXXXX-XXXX-XXXX

## ②お客様番号

# 電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

## 消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？ など

# 万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』と言って営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品がセット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



こちらまで

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会までご相談下さい！

- 電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）
- メール：dentorii@meti.go.jp



## (参考) 騙されないで！電力小売自由化に関する嘘

嘘1 ; 契約した会社が倒産したらただちに電気の供給は止まってしまうですよ

嘘2 ; 規模の小さい会社と契約すると電気の供給が不安定になりますよ

嘘3 ; 電力会社を変えると新たに電線を引かなくてはいけませんよ

嘘4 ; スマートメーターに取り替えると費用がかかりますよ

もし、こんな勧誘があったらすぐに、電力・ガス取引監視等委員会へ！！



電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口

電話 : 03-3501-5725 (直通) (受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~18:30)

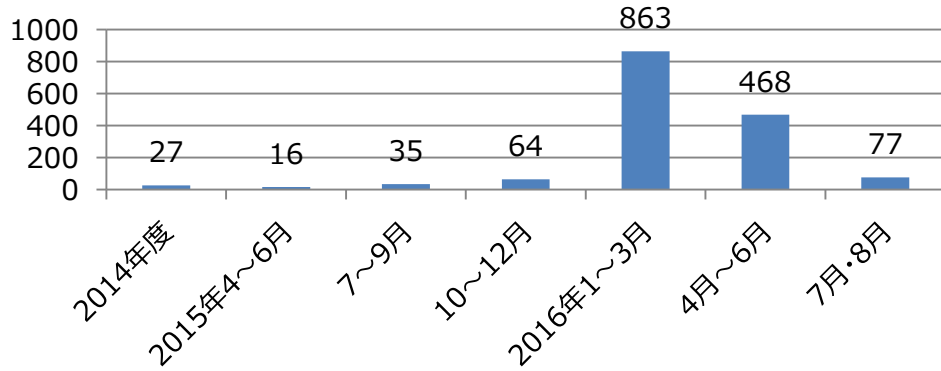
E-mail : dentorii@meti.go.jp

# 消費者の皆様からの御相談の状況（平成28年8月時点）

- 小売全面自由化開始直前に最も御相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に係る御相談が増加。

## 電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活セ

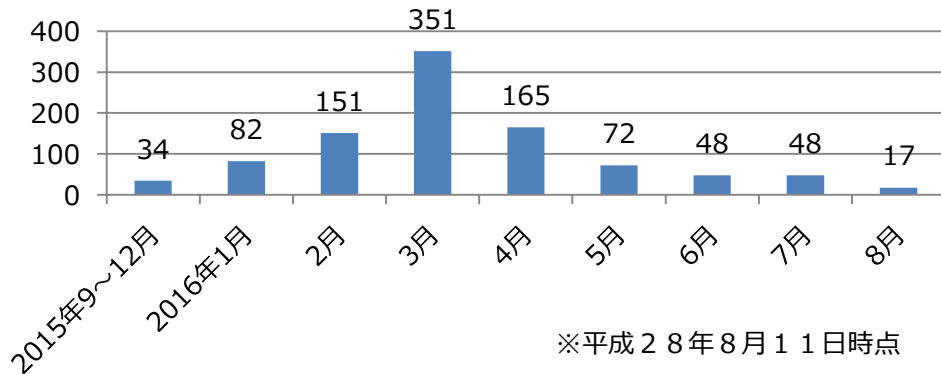
### ンターへの相談件数の推移



※平成28年8月11日までに登録されたデータ

## 電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の

### 相談窓口への相談件数の推移



※平成28年8月11日時点

## 相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることとなります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆小売事業者から電話があり、新プランへの変更を勧められた。しかし、検針票は発行せず、発行が必要な場合には有料と説明された。検針票が有料となるのは納得いかない。

⇒検針票の発行が無い場合もあります。契約を締結する前に、検針票の発行の有無や、発行の費用等を確認することが重要です。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻るとはできないと言われてしまい、悩んでいる。

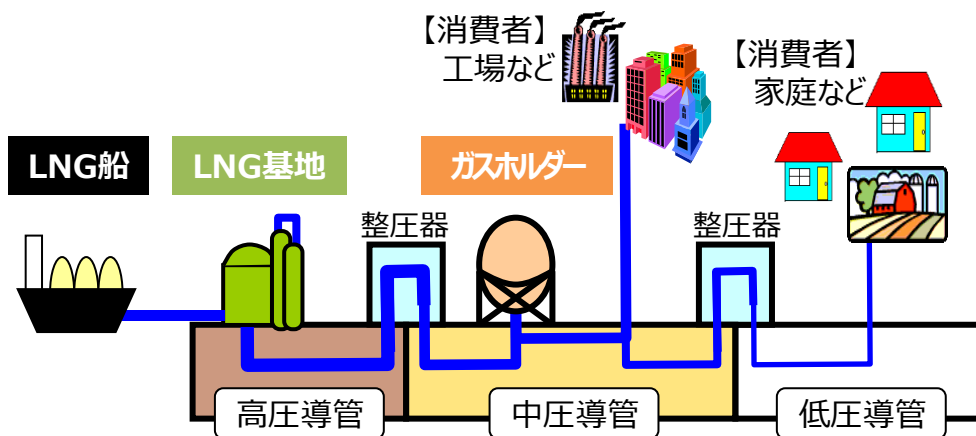
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

# 日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

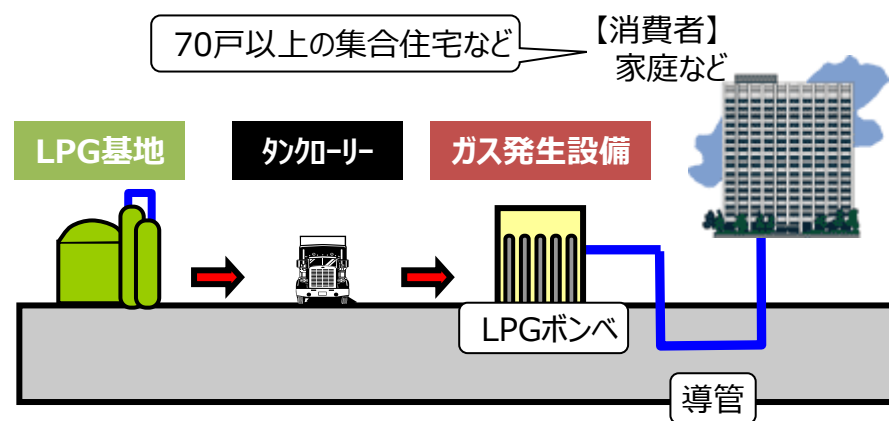
## ①都市ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



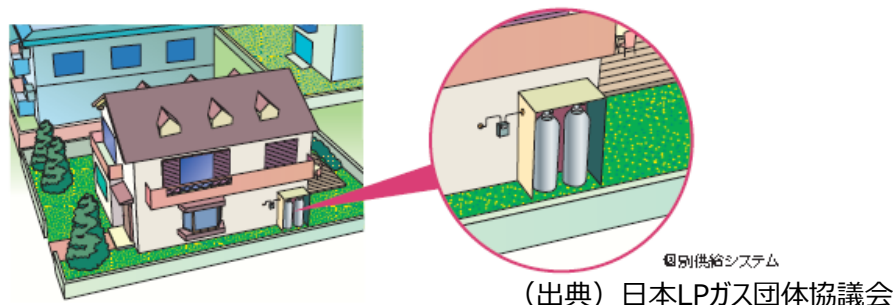
## ②簡易ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



## ③LPガスの供給イメージ

既に自由化

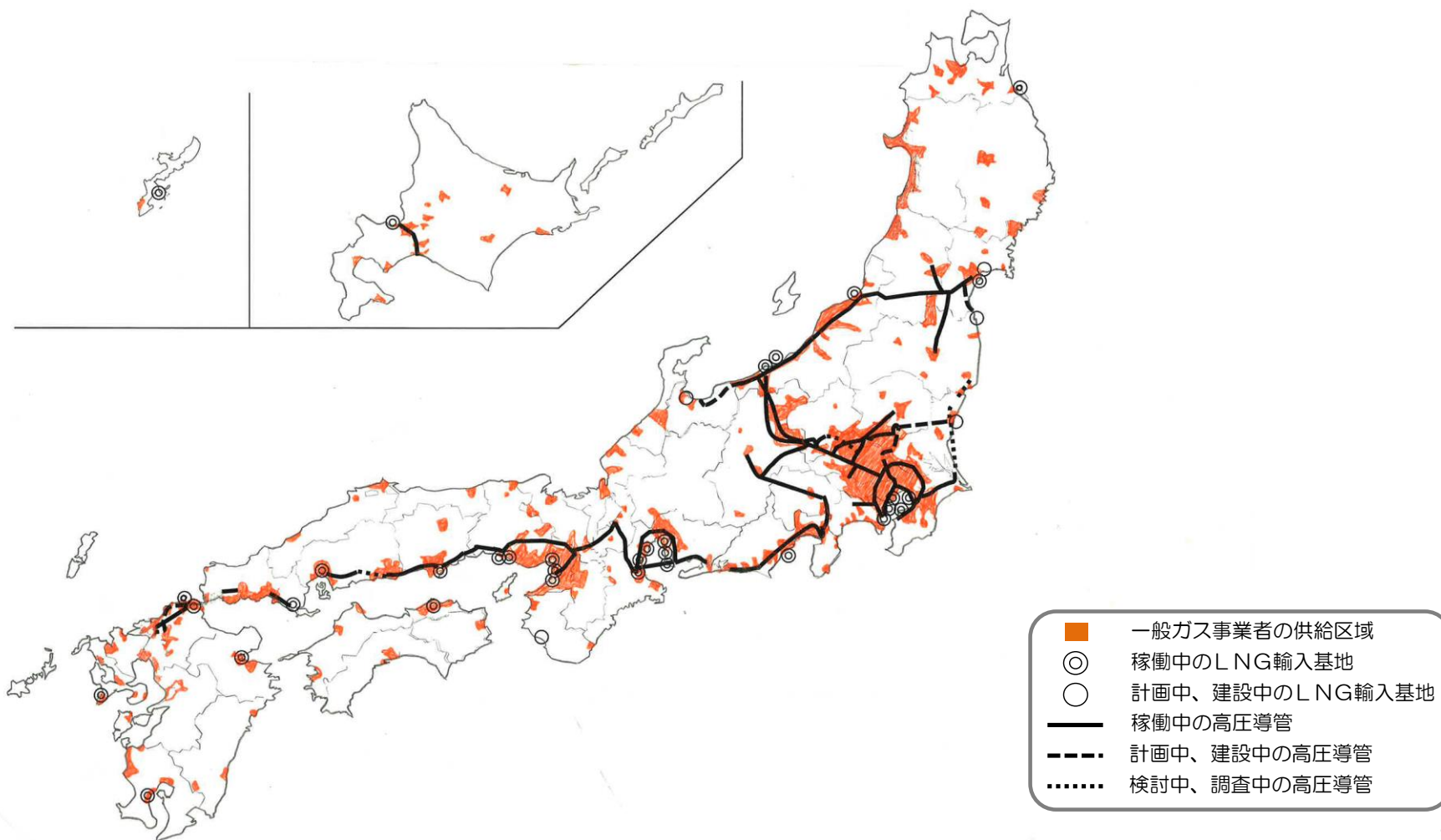


## ■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億m <sup>3</sup> /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億m <sup>3</sup> /年
③LPガス	約2,450万件	68億m <sup>3</sup> /年

# 一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

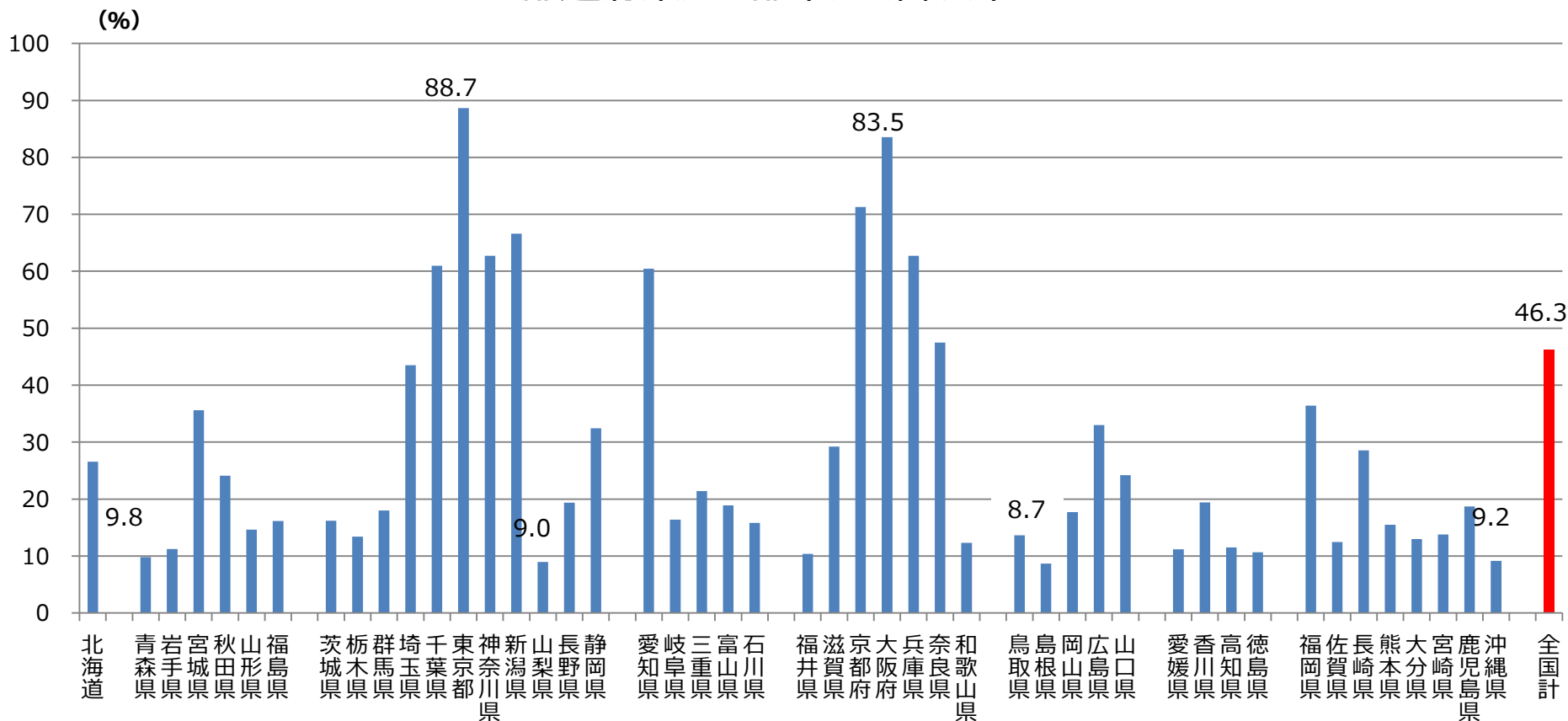
- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。  
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



# 都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約46%（平成26年度末）。
- 東京や大阪は80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い。

都道府県別 都市ガス普及率

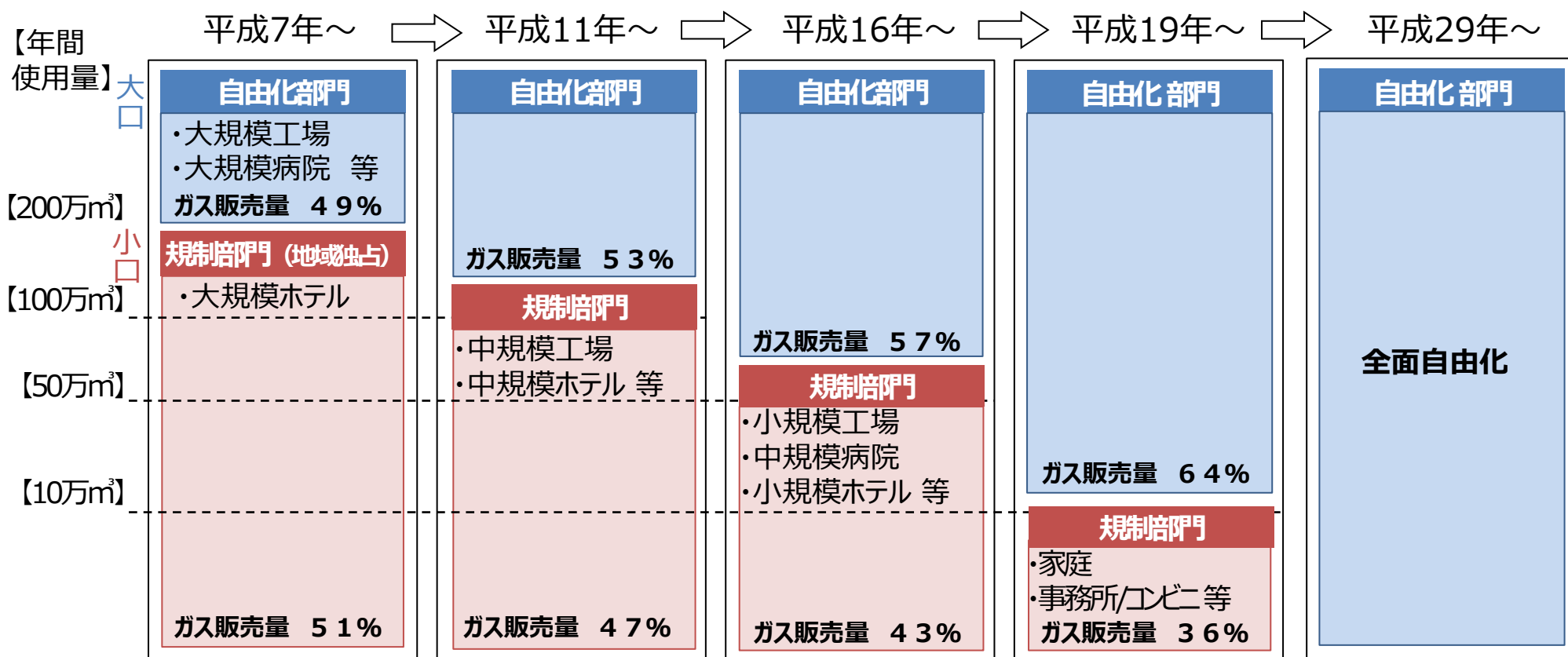


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

# ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 来年（平成29年）4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。



(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展しない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口(併合販売量)の割合(平成26年度実績)。

# ガスの小売料金に関する経過措置について

- 小売自由化後、小売事業者は原則自由に小売料金を設定可能。
- ただし、消費者保護の観点から、他の都市ガス会社、LPガスやオール電化など他の財との競争関係が認められない場合、経過措置として自由化前同様に小売料金規制を適用。
- 来年4月時点で、基準に該当する12の一般ガス事業者に対し、小売料金規制が経過措置として適用される（全都市ガス利用者の約75%が適用対象）。

※簡易ガスについては、経過措置の適用対象事業者を指定する告示案をパブコメ中

## ■ 一般ガス事業者の小売料金の経過措置適用対象の基準（簡易ガス事業者も同様）

### Step1

✓ 都市ガス利用率が50%を超えるか

Yes

No

経過措置を適用せず

### Step2

✓ 都市ガス事業者による需要家獲得件数がLPガスなど他燃料事業者による同件数の2倍※を上回るか

Yes

No

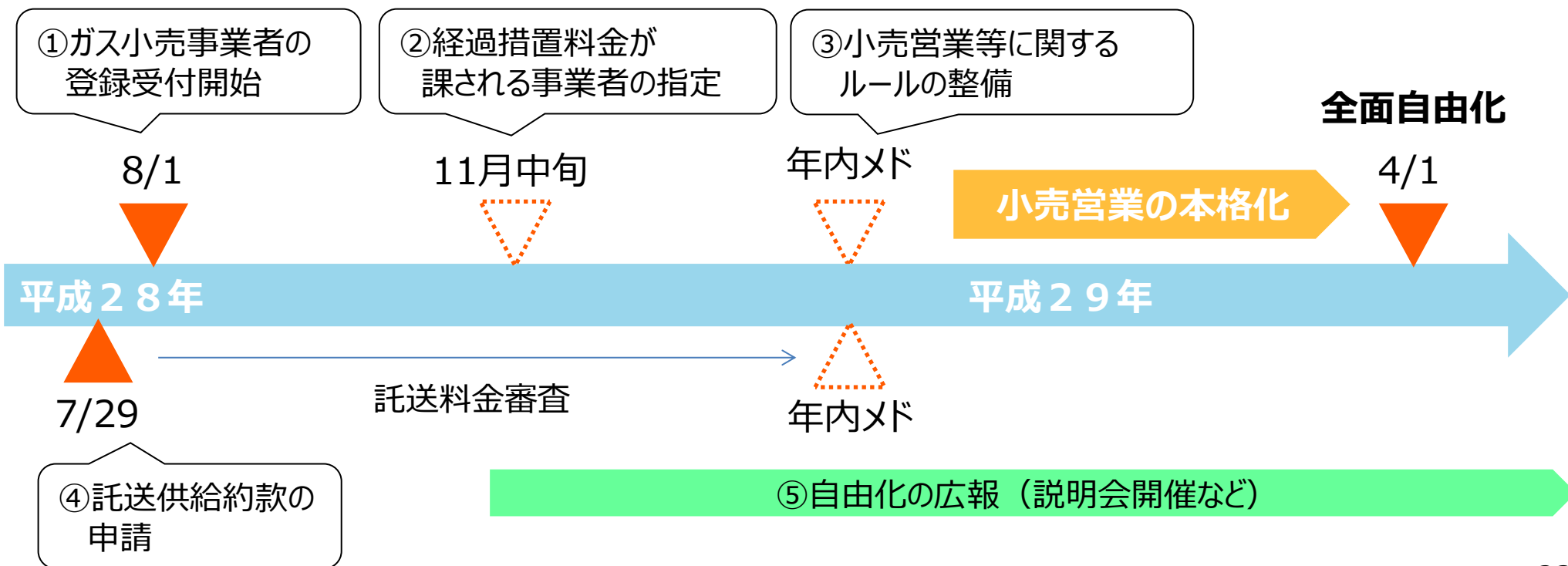
経過措置を適用せず

**経過措置を適用**

※都市ガス利用率を踏まえて設定されるため「2倍」以下となる場合もある。

# ガスの小売全面自由化に向けた取組

- 来年4月の小売全面自由化に向け、主に以下に取り組む。
  - ①小売事業者の登録の審査
  - ②経過措置料金（規制料金）が課される事業者の指定の審査
  - ③小売営業等に関するルールの整備
  - ④託送料金（ガスパイプラインの利用料）の審査
  - ⑤自由化の広報





# 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ①


「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡する必要があります。

「いつから新しい小売事業者に変更の申込みができるのでしょうか？」

 申込みの受付は事業者によって異なりますので、直接お問い合わせ下さい。なお、本年4月の電力小売自由化の際は、本年1月頃より各事業者の受付が開始されました。

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

 ①現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、②お客様番号、③供給地点特定番号（メーター番号）、④切替え希望日、が必要になります。

「来年4月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうなってしまうのでしょうか？」

 これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。

## 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ②

「オール電化やLPガスの利用者も都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

➡ 切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えてください。」

➡ 資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのでご確認ください。  
(インターネット閲覧環境にない場合、相談窓口ホットライン03-3501-3506まで)

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないのでしょうか？」

➡ ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」


➡ 集合住宅にお住まいの方も現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。

# 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ③

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないのでしょうか？」

 **他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。**

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

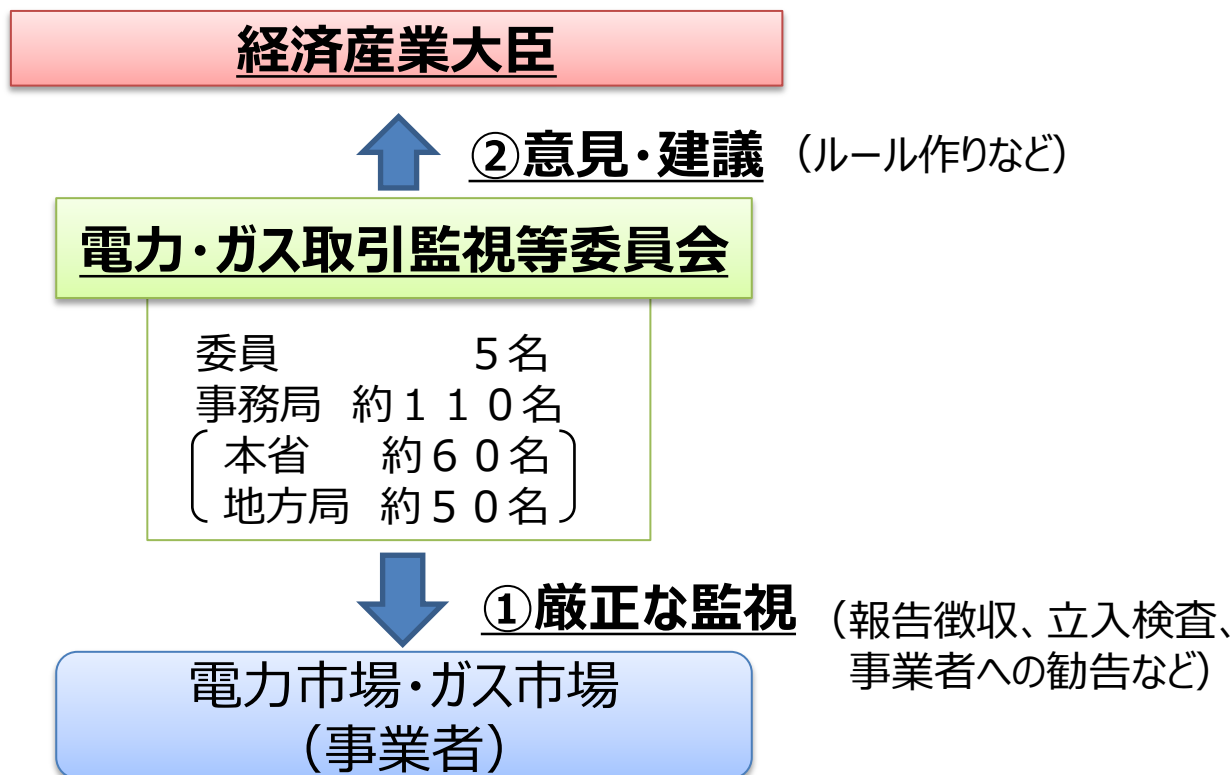
 **来年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。  
(来年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)**

「クーリング・オフ制度」とは？

・・・「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

# 電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、昨年9月に設立。
- 本年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、②必要なルール作りなどに関して経産大臣へ「意見・建議」を行う。



# 委員長・委員構成

- 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫  
(委員長)



**【経済】**  
大阪大学 招聘教授  
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一  
(委員長代理)



**【法律】**  
稲垣隆一法律事務所  
弁護士

林 泰弘



**【工学】**  
早稲田大学大学院  
教授

圓尾 雅則



**【金融】**  
SMBC日興証券  
マネージングディレクター

箕輪 恵美子



**【会計】**  
監査法人トーマツ  
パートナー 公認会計士

## 【参考資料】

# 小売電気事業者の登録

- 登録審査に当たっては、①最大需要電力に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがあるか、②小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制の整備等、**電気の使用者の利益の保護**がなされる見込みがあるか、を確認。

## <登録に係る手続きフロー>

事前に広域的運営推進機関に加入していない場合

広域的運営推進機関への加入手続

①経済産業大臣に登録申請書を提出

②経済産業大臣による審査

②電力・ガス取引監視等委員会による審査

③経済産業大臣による登録・通知

※標準処理期間は1カ月

## <登録審査に係る電気事業法の条文（抜粋）>

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、**次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。**

一、二 (略)

2 (略)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が**次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。**

一～三 (略)

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な**供給能力を確保**できる見込みがないと認められる者**その他の電気の使用者の利益の保護**のために適切でないと認められる者

2 (略)

# 小売ビジネスと業務委託／各種ビジネスモデルについて

- 「電力の小売ビジネス」は、噛み砕いていえば、①発電事業者等からの電気の調達、②需要家への電気の販売・需要家対応（料金の請求・苦情問合せ対応等）、③電気の託送の依頼と需給管理

→ 発電・送配電に係る設備投資は不要であるが、需給管理等のノウハウ・システム構築には相応の専門性が必要。

- ビジネス上の関わり方は、「業務委託」を活用するという方法がある。

→ ① 自分が小売ビジネスを行いつつ、一部を他社に委託する方法

② 小売ビジネスを行う他社から委託を受ける方法

- 例えば、新聞販売店は顧客との販売チャネルを有していることが強みであるため、②小売ビジネスを行う他社から、販売業務の委託を受けることが、関わり易い方法ではないか。

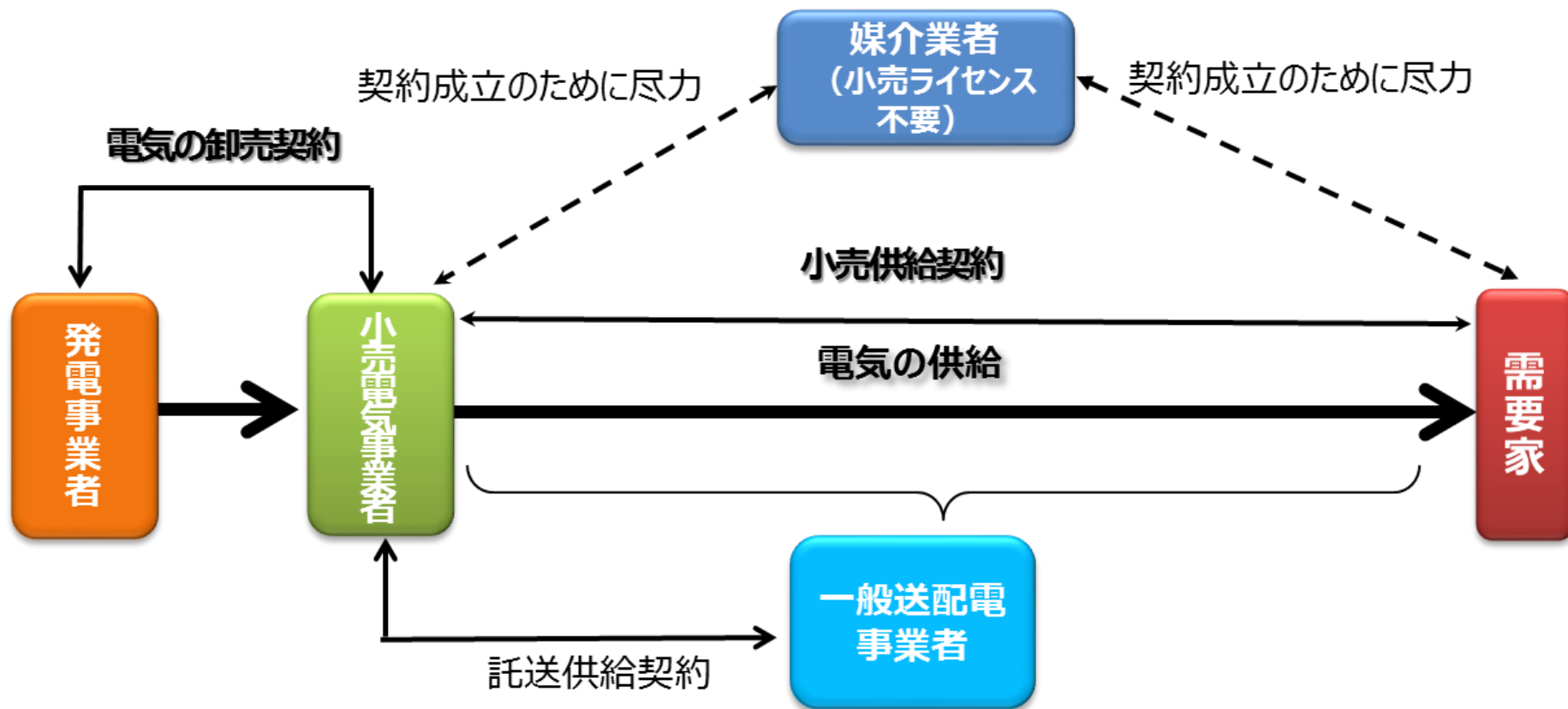
→ 電気事業法上、小売供給契約の「媒介」「取次ぎ」「代理」というビジネスモデルが認められている。



# 販売業務の委託について－媒介モデル

## 【媒介モデル】

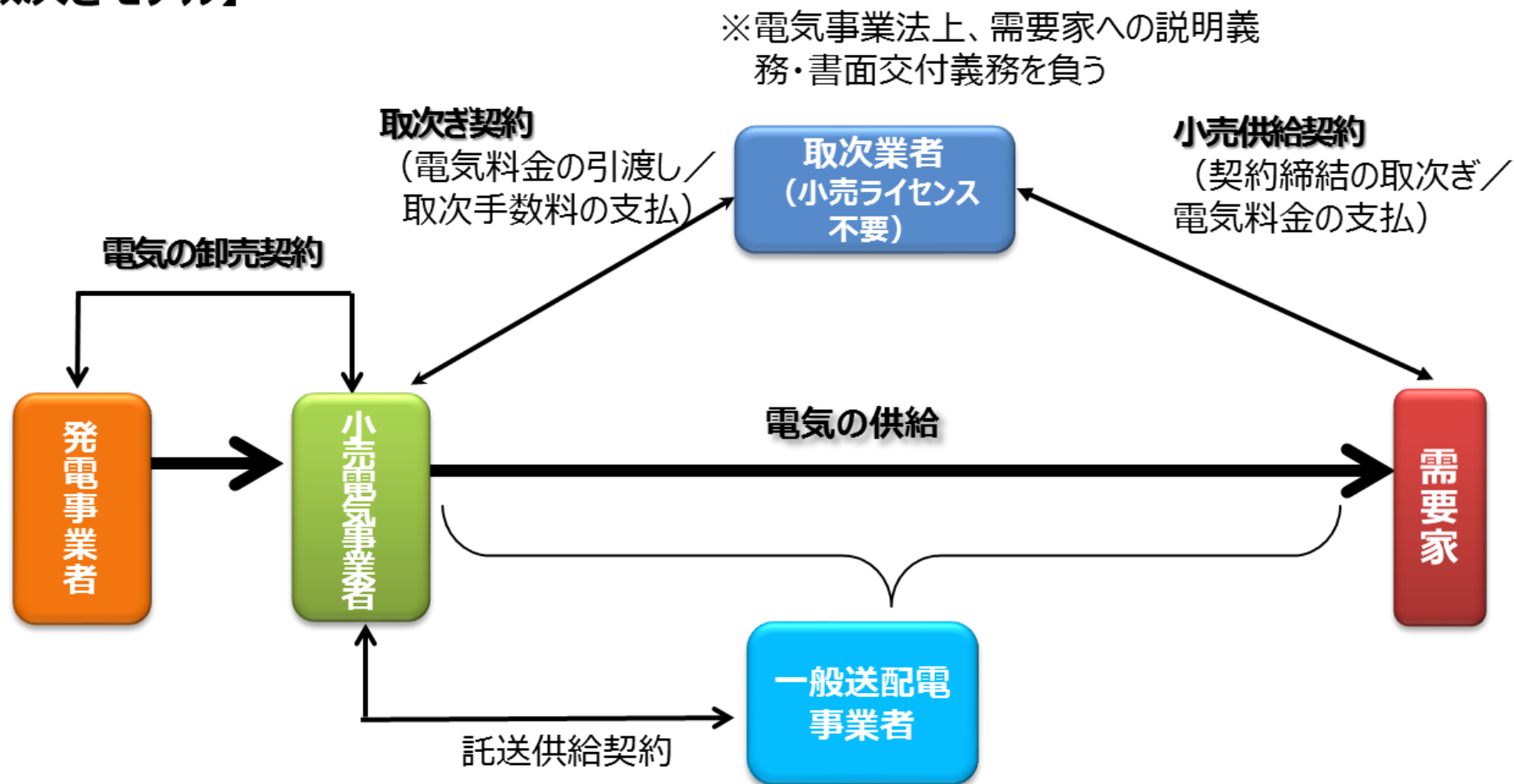
※電気事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う



「媒介」：他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為

# 販売業務の委託について – 取次ぎモデル

## 【取次ぎモデル】

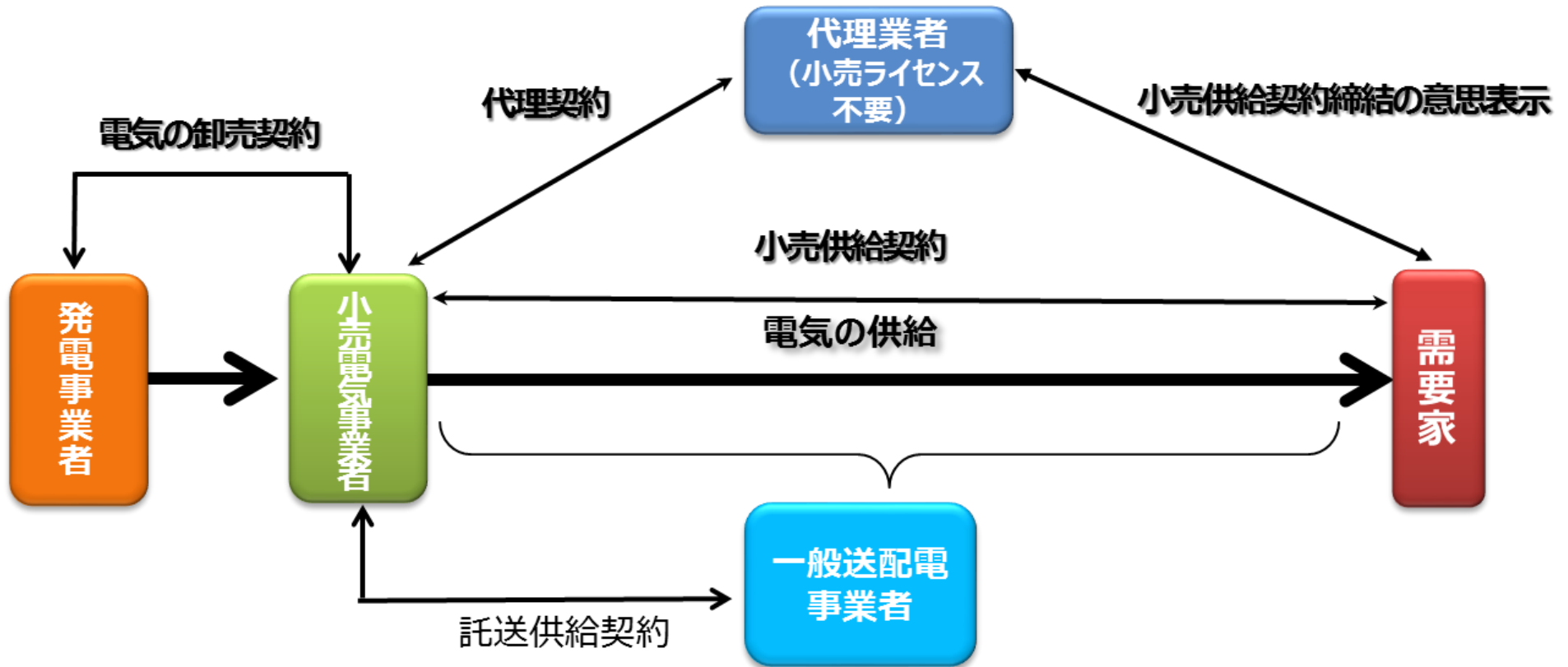


「取次ぎ」：自己の名をもって他人の計算において、法律行為をすることを引き受ける行為

# 販売業務の委託について－代理モデル

## 【代理モデル】

※電気事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う



「代理」：他人（小売事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示

# 電力の小売営業に関する指針について

- 小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために「電力の小売営業に関する指針」を制定。

## 1. 需要家への適切な情報提供

- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法

## 2. 営業・契約形態の適正化

- (1) 電事法上問題となる営業・契約形態
- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) 高圧一括受電や需要家代理モデル
- (4) 小売電気事業者による業務委託

## 3. 契約内容の適正化

- (1) 不明確な電気料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

## 4. 苦情・問合せへの対応の適正化

- (1) 苦情・問合せへの対応
- (2) 停電に関する問合せ対応

## 5. 契約の解除手続の適正化

- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

# 電力の小売営業に関する指針で定める主な事項①

## (1) 需要家への適切な情報提供

### ①望ましい行為

- 一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。
- 平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- 他社からの切替えの際、既存契約の解除に係る違約金等の発生の可能性を需要家に説明すること。
- 自社のホームページ等で電源構成を開示すること。併せて、CO<sub>2</sub>排出係数を記載すること。
  - ※ 1 : 電源構成開示については、小規模事業者にとって負担となることや、発電事業者から小売事業者に対し電源種別に関する情報提供が必要なことなどに留意が必要。
  - ※ 2 : 需要家ニーズや事業者の取組状況を注視し、需要家のニーズが高まって事業者の開示の取組が進んでいないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示のあり方の検討が必要。

### ②問題となる行為

- ✓ 請求書に記載しないなど、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を需要家に示さないこと。
- ✓ 「当社の電気は停電しにくい」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ✓ 電源構成を訴求した営業行為を行う場合、電源の割合の計画を示さないことや実績値を事後的に説明しないこと。
- ✓ 地産地消を訴求した営業行為を行う場合、発電所の立地場所や電気の供給地域について十分に説明しないこと。

## 電力の小売営業に関する指針で定める主な事項②

### (2) 契約内容の適正化

#### ○問題となる行為

- ✓ 不当に高額な違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ✓ 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

### (3) 苦情・問合せへの対応の適正化

#### ①望ましい行為

- 送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合に送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 原因不明な停電発生時に、ブレーカーの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

#### ②問題となる行為

- ✓ 原因不明な停電に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

### (4) 契約の解除手続の適正化

#### ○問題となる行為

- ✓ 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ✓ 需要家の意に反した過度な引き留め営業など、解除の申し込みに速やかに応じないこと。
- ✓ 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給・特定小売供給を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

# 適正取引ガイドラインの改正について

- 経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、電事法及び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。
- 電力市場を競争的に機能させる観点から改正を実施。

## 適正取引ガイドラインの主な改正事項

### (1) 卸売分野

#### ①望ましい行為

- インサイダー情報に関する社内管理体制を構築すること。

#### ②問題となる行為

- ✓ 常時バックアップについて供給量の一定割合（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）が確保されるような配慮を行うこと。
- ✓ インサイダー情報（市場価格に影響を及ぼす発電所事故情報等）を開示せず取引すること。
- ✓ 相場操縦（市場価格のつり上げ等）を行うこと。

### (2) 小売分野

#### ①望ましい行為

- 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記すること。

#### ②問題となる行為

- ✓ 引っ越し等により新たな供給先を探している需要家に対し、送配電事業者が自社の小売部門だけを紹介すること。
- ✓ 需要家の切替えを行うスイッチング支援システムにおいて、全ての小売事業者を公平に取り扱わないこと。

# 小売電気事業者が消費者に対し説明すべき25項目

- ①氏名又は名称及び登録番号
- ②代理店等が営業する場合にはその者の氏名又は名称
- ③連絡先及び苦情や問合せへの対応可能な時間帯
- ④代理店等が契約締結を行う場合にはその者の連絡先及び苦情や問合せへの対応可能な時間帯
- ⑤小売供給契約の申込み方法
- ⑥小売供給開始予定年月日
- ⑦電気料金及びその算定方法
- ⑧電気計器等の工事により発生する費用負担の内容
- ⑨その他需要家に費用負担が発生する場合はその内容
- ⑩⑦～⑨の費用について割引がある場合はその内容
- ⑪契約電流容量等の定めがあればその値又は決定方法
- ⑫供給電圧及び周波数
- ⑬供給電力量の計測方法や料金調定の方法
- ⑭料金の支払い方法
- ⑮工事時の敷地内への立入りなどに関する事項
- ⑯契約期間
- ⑰契約期間満了時に更新する場合の方法等
- ⑱需要家が解約等を申し出る場合の連絡先・方法
- ⑲需要家の解約等の申出に期間制約があればその内容
- ⑳需要家の解約等の申出に違約金等があればその内容
- ㉑⑲・⑳の他に解約制約があればその内容
- ㉒事業者の解約等の申出に関する事項
- ㉓電源特性に訴求する際にはその内容と根拠
- ㉔需要家が電気の使用方法等に制限があればその内容
- ㉕その他重要事項



# 悪質な事業者に課せられるペナルティ

- 悪質な事業者や代理店に対しては、電気事業法に基づき業務改善命令などのペナルティが課せられる。

## 【悪質な事業者に課せられるペナルティの例】

- ✓ 小売事業者や代理店が契約締結に当たって需要家に対して料金等の説明をしない・書面を交付しない  
⇒その小売事業者や代理店は、経産大臣による**業務改善命令**の対象となり得る
- ✓ 小売事業者が需要家からの問合せや苦情に応じない  
⇒その小売事業者は、経産大臣による**業務改善命令**の対象となり得る
- ✓ 経産大臣の登録を受けない事業者が電気の小売供給を行った  
⇒その事業者は、**一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金**、またはこれの併科の対象
- ✓ 経産大臣の登録を受けた小売事業者が、自己の名で他の事業者に電気の小売供給を行わせた  
⇒両者とも、**一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金**、またはこれの併科の対象
- ✓ 経産大臣の供給力確保命令や業務改善命令に違反した小売事業者  
⇒**三百万円以下の罰金**の対象（業務改善命令を受けた代理店等がそれに違反した場合も同様）